

千葉県分譲マンション相談事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の分譲マンションの管理組合（以下「管理組合」という。）及び分譲マンションの区分所有者等（「管理組合」と合わせ以下「管理組合等」という。）を対象に、専門知識を有する者による相談等の事業（以下「相談等事業」という。）を実施することにより、分譲マンションの再生及び適正な維持管理、管理組合の運営等を推進し、良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 相談等事業は、前条の目的を達成する為に、次の各号について実施する。

1. マンション相談

次に掲げる事項について、次条に規定する相談員が、管理組合等に対し、住宅政策課相談窓口での外来相談及び現地確認が必要なものについては出向相談（以下「相談会」という。）を行うものとする。

- (1) 管理規約等に関すること。
- (2) 「建物の区分所有等に関する法律」に関すること。
- (3) 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に関すること。
- (4) 「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に関すること。
- (5) 大規模修繕工事及びこれに類する事業に関すること。
- (6) 長期修繕計画に関すること。
- (7) その他、分譲マンションの再生及び維持管理、管理組合の運営等について専門的知識に係る問題に関すること。

2. マンションセミナー

管理組合等を対象に、マンションの適正管理の必要性等を啓発するため、「千葉市マンションセミナー」を開催する。

3. 管理組合の実態把握及び情報提供

管理組合の実態の把握に努めるとともに、必要に応じて適切な情報提供を行う。

4. アドバイザー派遣

管理規約等の改正・長期修繕計画策定、再生・大規模修繕工事、管理組合運営等が適切に行われるよう、次条に規定する相談員を、アドバイザーとして管理組合に派遣する。

(相談員)

第3条 相談員は次の各号の一に該当する者とする。

1. マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第5項に規定するマンション管理士。
2. 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する1級建築士又は同法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者で、マンションの大規模修繕等について実務経験のある者。
3. 弁護士
4. 管理組合役員等として管理組合活動の経験があり、相応の知識があると認められる者。

(相談会・アドバイザー派遣の申込み)

第4条 相談会の申込みをしようとする者は、分譲マンション相談申込書(様式第1号)を住宅政策課長に提出して、相談方法及び相談日時等の指定を受けるものとする。

第5条 アドバイザー派遣の申込みをしようとする者は、分譲マンションアドバイザー派遣申込書(様式第3号)を住宅政策課長に提出して、派遣日時等の指定を受けるものとする。

(分譲マンション相談票・アドバイザー派遣報告書の作成・保管)

第6条 相談員は、相談に関し、分譲マンション相談票(様式第2号)を作成し、住宅政策課長がこれを保管するものとする。

第7条 相談員は、派遣に関し、分譲マンションアドバイザー派遣実施報告書(様式第4号)を作成し、住宅政策課長がこれを保管するものとする。

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

施行期日

この要綱は、平成14年6月4日から施行する。

附則

施行期日

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

施行期日

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

施行期日

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

施行期日

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

施行期日

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附則

施行期日

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。